

令和4年(2022年)7月12日

報道資料

教職員の懲戒処分について

- 1 所属校
水俣高等学校
- 2 本人に対する処分(経緯については裏面に記載)

職名・氏名	教諭・ ^{みはら} 三原 ^{だいすけ} 大典
年齢	48歳(男性)
処分の種類	免職
時期	令和4年(2022年)7月12日付け
事実の概要	<p>令和3年(2021年)8月5日(木)鹿児島県出水市の居酒屋で現金13万円とキャッシュカード4枚等が入ったバッグ1個を窃取した。そのバッグに入っていたキャッシュカードを使用し、4回にわたり、コンビニエンスストアのATMから現金合計110万円を引き出して窃取した。翌日の8月6日(金)も前日同様、窃取したキャッシュカードを使用してATMで現金を引き出そうとしたが、同キャッシュカードの利用停止措置がとられていたため、その目的を遂げなかった。</p> <p>また、同年8月21日(土)八代市の焼肉店で現金3万3千円やキャッシュカードが入った財布を窃取した。</p>

熊本県教育庁教育総務局学校人事課
担当：村山・高岡
TEL 096-333-2694(ダイヤルイン)
(内線 6672・6671)

教職員の懲戒処分について

(概要)

令和3年(2021年)8月5日(木) 鹿児島県出水市の居酒屋で現金13万円とキャッシュカード4枚等が入ったバッグ1個を窃取した。そのバッグに入っていたキャッシュカードを使用し、4回にわたり、コンビニエンスストアのATMから現金合計110万円を引き出して窃取した。翌日の8月6日(金)も前日同様、窃取したキャッシュカードを使用してATMで現金を引き出そうとしたが、同キャッシュカードの利用停止措置がとられていたため、その目的を遂げなかった。

また、同年8月21日(土) 八代市の焼肉店で現金3万3千円やキャッシュカードが入った財布を窃取した。

(経緯)

令和3年(2021年)8月5日(木)

・鹿児島県出水市の居酒屋で、セカンドバッグを窃取し、中にあったキャッシュカードを使い、コンビニエンスストアのATMで2回にわたって合計40万円を引き出し、さらに、別のコンビニエンスストアで2回にわたって合計70万円引き出した。

令和3年(2021年)8月6日(金)

・早朝にコンビニエンスストアのATMでさらに現金を引き出そうと試みたが、利用停止になっていたので引き出せなかった。

令和3年(2021年)8月21日(土)

・八代市内の焼肉店で財布を窃取した。

令和4年(2022年)4月12日(火)

・上記、の件が窃盗及び窃盗未遂の容疑として、鹿児島県警に逮捕された。

令和4年(2022年)4月28日(木)

・上記、の件について鹿児島地方検察庁に起訴された。

令和4年(2022年)5月26日(木)

・県教委は同教諭に対し5月26日付けで起訴休職処分とした。

令和4年(2022年)5月27日(金)

・上記、の件が窃盗として鹿児島地方検察庁に追起訴された。

令和4年(2022年)6月1日(水)

・第1回公判が鹿児島地方裁判所川内支部で行われた。

令和4年(2022年)6月29日(水)

・第2回公判が鹿児島地方裁判所川内支部で行われた。

このことは、児童生徒を指導する立場にある教育公務員としてあるまじき行為であり、学校及び学校教育に対する信頼を損なわせ、本県教職員全体の信用を著しく傷つけたものである。

以上のことから、当該教諭に対して本日付けで「懲戒免職」の処分を行った。また、管理監督者である当時の校長に対しては、指導監督が十分ではなかったことから、同日付けで文書訓告を行った。